

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、奈良県奈良土木事務所長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

令和元年十一月二十九日

奈良県知事 荒 井 正 吾

一 測量の目的 公共測量（航空レーザ測量）

二 測量の地域 奈良市富雄元町、秋篠町、春日野町及び藤原町、天理市東井戸堂町ほか

三 測量の期間 令和元年十一月十四日から令和二年三月十九日まで